

関係機関の長 殿

福島工業高等専門学校長
岡本 任弘
(公印省略)

教員の公募について（依頼）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

このたび、本校では下記公募要項により教員を公募することとなりましたので、貴職関係者にご周知くださいますとともに、適任者の推薦についてよろしくお願い申し上げます。

記

1. 概 要 募集人員：助教、講師又は准教授 2名
所属学科：電気電子システム工学科
専門分野：電気、電子、情報工学分野全般
担当科目：電気、電子、情報工学に関連する科目全般
2. 応募資格 (1)博士の学位を有する方、又は着任後3年以内に博士の学位を取得可能の方
ただし、博士の学位を取得見込みの方は3年間の任期付採用となり、任期中に博士の学位を取得した際には任期なしとなります。
任期中に博士の学位を取得できない場合には、審査を経て任期を延長することがあります。
(2)高専における教育、学術研究および学生指導に熱意があり、本校の運営等に積極的かつ協動的に参画できる方
3. 着任時期 令和9年4月1日
4. 任期 博士の学位がある場合は任期なし
5. 応募書類 (1)履歴書（市販用紙、自筆、写真貼付）
(2)研究業績一覧（論文、著書、特許、口頭発表等の業績、様式自由）
(3)主要論文・著書別刷り（5編以内、コピー可）1部
(4)今後の研究、教育及び学生の生活指導に関する抱負（2000字以内）
(5)推薦書1通
(6)推薦者とは別に応募者について意見が伺える1名の氏名と連絡先(E-mailを含む)
(7)誓約書
※ 応募締切 令和8年12月25日（金）必着
※ 封筒に「電気電子システム工学科教員応募書類在中」と朱書し、簡易書留にて郵送願います。なお、応募書類は原則として返却しません。
6. 選考方法 第一次選考 書類選考
第二次選考 模擬授業（20分程度）及び面接
※ 第二次選考は第一次選考合格者を対象として行います。
※ 第二次選考に要する旅費等の経費は応募者本人の負担となります。
7. 採否の決定 個別に連絡
8. 書類提出先 〒970-8034 福島県いわき市平上荒川字長尾 30
福島工業高等専門学校 総務課人事係
9. 連 絡 先 福島工業高等専門学校 電気電子システム工学科長 濱崎 真一
E-mail：sh001@fukushima-nct.ac.jp
Tel：0246-46-0802 Fax：0246-46-0807
10. U R L <https://www.fukushima-nct.ac.jp/>
11. 備 考 応募頂いた場合、書類選考及び面接で知り得た個人情報、独立行政法人等個人情報保護法及び本校の関係規程に従い、本選考以外の目的には使用しません。
本校では「男女共同参画社会基本法」の趣旨に則り、業績等が同等と認められる場合は女性応募者を優先させていただきます。また、業績等が同等と認められる場合は日本語のできる英語ネイティブスピーカーやクロスアポイントメント制度に適応している応募者を優先させていただきます。なお、キャリア形成を支援する観点から、他の国立高等専門学校へ人事交流により異動することがあります。

高専は業務内容において大学と異なる点がございますので、ご理解の上ご応募ください。本校の概要、授業科目等は本校ホームページをご覧ください。

業務従事に当たっては、令和8年12月25日施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、特定の業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、本校の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であつて、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しを取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であつて、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第七十八条の二、第八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪
- 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。